

鳥取県森林組合法施行細則の新設について

1 規則の新設理由

森林組合法（以下「法」という。）に基づく事務を適正に行うため、法に規定する申請等（以下「申請等」という。）に必要な添付書類等を定める。

2 規則の概要

(1) 趣旨	この規則は、法の施行に関し必要な事項を定めるものとする。	
(2) 申請等に係る提出書類	次の表の左欄に掲げる者は、同表の右欄に掲げる申請等を行おうとするときは、申請書等を知事に提出しなければならない。	
	申請等を行う者	申請等の区分
	森林組合及び生産森林組合の発起人	組合の設立の認可の申請
	森林組合	ア 信託規程の制定、変更及び廃止の承認の申請 イ 林地処分事業実施規程の制定、変更及び廃止の承認の申請 ウ 林道開設等に要した費用の一部を負担させることについての認可の申請 エ 森林組合連合会の権利義務の包括承継の認可の申請
	森林組合及び生産森林組合	ア 定款の変更の認可の申請 イ 定款の変更の届出 ウ 解散の認可の申請 エ 解散の届出
	森林組合及び生産森林組合又は設立委員	合併の認可の申請
	森林組合の組合員その他の利害関係人	一時役員又は一時代表理事の職務を行うべき者の選任等の請求
	森林組合及び生産森林組合の組合員並びに森林組合連合会の会員	ア 検査の請求 イ 総会の議決又は選挙若しくは当選の取消しの請求
	生産森林組合の組合員その他の利害関係人	仮理事の選任の請求
生産森林組合の清算人	清算結了の届出	
(3) 施行期日等	ア 施行期日は、公布日とする。 イ この規則の施行の際、法の規定によりなされた申請、届出その他の手続は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。	

水産業協同組合法施行規則の全部改正について

1 規則の改正理由

水産業協同組合法（以下「法」という。）に基づく事務を適正に行うため、水産業協同組合法施行規則を次のとおり見直し、申請等に必要な添付書類を定める。

- (1) 法改正により新設された申請等に係る規定の追加
- (2) 法改正により廃止された申請等に係る規定の削除

- (3) 法令に根拠がない総会等の終了報告等の規定を廃止
- (4) 法令に基づく申請等に係る不要な添付書類を廃止

2 規則の概要

- (1) 題名を鳥取県水産業協同組合法施行細則に改める。
- (2) 法又は水産業協同組合法施行令の規定に基づき知事に対してなされる次に掲げる申請等について必要な添付書類を定める。

申請等を行う者	申請等の区分
漁業協同組合、漁業生産組合、水産加工業協同組合及び漁業協同組合連合会の発起人	組合又は連合会の設立の認可の申請
漁業協同組合	ア 漁業経営に必要な条件を欠いたことの届出 イ 漁業協同組合連合会の権利義務の包括承継の認可の申請
漁業協同組合及び漁業協同組合連合会	ア 資源管理規程の制定及び変更の認可の申請 イ 資源管理規程の廃止の届出
漁業協同組合及び水産加工業協同組合	ア 共済規程の制定、変更及び廃止の認可の申請 イ 共済事業の譲渡の届出
漁業協同組合、漁業生産組合、水産加工業協同組合及び漁業協同組合連合会	ア 定款の変更の認可の申請 イ 定款の変更の届出 ウ 解散の認可の申請 エ 解散の届出
漁業協同組合、漁業生産組合、水産加工業協同組合及び漁業協同組合連合会又は設立委員	合併の認可の申請
漁業協同組合、漁業生産組合及び水産加工業協同組合の組合員その他の利害関係人並びに漁業協同組合連合会の会員その他の利害関係人	一時役員職務を行うべき者の選任等の請求
漁業協同組合、水産加工業協同組合の組合員その他の利害関係人並びに漁業協同組合連合会の会員その他の利害関係人	一時代表理事職務を行うべき者の選任の請求
漁業協同組合、漁業生産組合及び水産加工業協同組合の組合員並びに漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合及び共済水産業協同組合連合会の会員	ア 検査の請求 イ 総会の議決又は選挙若しくは当選の取消しの請求
漁業生産組合の清算人	清算終了の届出

- (3) 施行期日等
 - ア 施行期日は、公布日とする。
 - イ 所要の経過措置を講ずる。

農業協同組合法施行規則の全部改正について

1 規則の改正理由

農業協同組合法（以下「法」という。）に基づく事務を適正に行うため、農業協同組合法施行規則を次のとおり見直し、申請等に必要な添付書類を定める。

- (1) 法改正により新設された申請等に係る規定の追加
- (2) 法改正により廃止された申請等に係る規定の削除
- (3) 農事組合法人に係る届出等に係る添付書類を新たに規定

- (4) 法令に根拠がない総会等の終了報告等の規定を廃止
- (5) 法令に基づく申請等に係る不要な添付書類を廃止

2 規則の概要

- (1) 題名を鳥取県農業協同組合法施行細則に改める。
- (2) 法又は農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令の規定に基づき知事に対してなされる次に掲げる申請等について必要な添付書類を定める。

申請等を行う者	申請等の区分
農業協同組合の発起人	組合の設立の認可の申請
農業協同組合	ア 組合員以外の者の利用割合の限度の特例に係る指定の申請 イ 信用事業規程の制定、変更及び廃止の承認の申請 ウ 同一人に対する信用の供与等の額が信用供与等限度額を超えることの承認の申請 エ 共済規程の制定、変更及び廃止の承認の申請 オ 信託規程の制定、変更及び廃止の承認の申請 カ 宅地等供給事業実施規程の制定、変更及び廃止の承認の申請 キ 農業経営規程の制定、変更及び廃止の承認の申請 ク 定款の変更の認可の申請 ケ 定款の変更の届出 コ 信用事業の譲渡の届出 サ 共済事業の譲渡の届出 シ 解散の認可の申請 ス 解散の届出 セ 信用事業方法書の制定、変更及び廃止の届出
農業協同組合又は設立委員	合併の認可の申請
農業協同組合の組合員その他の利害関係人	一時役員又は一時代表理事の職務を行うべき者の選任等の請求
農業協同組合の組合員又は農業協同組合中央会若しくは農業協同組合連合会の会員	ア 検査の請求 イ 総会の議決又は選挙若しくは当選の取消しの請求
農事組合法人	ア 成立の届出 イ 定款の変更の届出 ウ 解散の届出 エ 合併の届出 オ 組織変更の届出
農事組合法人の組合員その他利害関係人	仮理事の選任の請求
農事組合法人の清算人	清算結了の届出

(3) 施行期日等

- ア 施行期日は、公布日とする。
- イ 所要の経過措置を講ずる。

水産業協同組合法の制定に伴う水産業団体の整理等に関する法律施行規則の廃止について

1 規則の廃止理由

水産業協同組合法の制定に伴う水産業団体の整理等に関する法律（以下「法律」という。）の施行について必要な事項を定めた水産業協同組合法の制定に伴う水産業団体の整理等に関する法律施行規則（以下「規則」

という。)を、次の理由にかんがみ、廃止する。

- (1) 県内の漁業会は、昭和30年までに漁業協同組合への継承を終えており、規則の必要性が薄いこと。
- (2) 仮に今後法律を適用する必要性が生じた場合においても、法律の規定のみにより事務を行い得ること。

2 規則の概要

- (1) 規則は、廃止する。
- (2) 施行期日は、公布日とする。

農村負債整理組合法施行細則の廃止について

1 規則の廃止理由

農村負債整理組合法(以下「法律」という。)の施行について必要な事項を定めた農村負債整理組合法施行細則(以下「規則」という。)を、次の理由にかんがみ、廃止する。

- (1) 県内の農村負債整理組合は、昭和30年までに解散又は休止をしており、規則の必要性が薄いこと。
- (2) 仮に今後法律を適用する必要性が生じた場合においても、法律の規定のみにより事務を行い得ること。

2 規則の概要

- (1) 規則は、廃止する。
- (2) 施行期日は、公布日とする。